

## 地域まちづくり推進条例施行後の2年間を振り返る 地域まちづくり推進状況に関する**報告書**などを公表します！

横浜市地域まちづくり推進条例が施行されて2年間が経過しました。この間の地域まちづくりの推進状況に関する報告書及び評価書、見解書を公表します。今回が、同条例施行後初めての公表となります。

- 報告書**（横浜市が作成）
- 評価書**（横浜市地域まちづくり推進委員会が作成）
- 評価書に対する横浜市の見解書**

報告書等の公表は、同条例の規定に基づくもので、地域まちづくりの推進状況を検証・評価し、今後の地域まちづくりの施策に反映させるもので、今後、隔年で実施します。

報告書等の内容は、横浜市都市整備局のホームページに掲載します。

### 主な内容

#### ↓ **地域まちづくり推進状況報告書**（横浜市が作成）

平成17・18年度の施策の推進状況をまとめた報告書。地域まちづくりグループ等の活動状況、地域まちづくりプラン・ルールの作成状況、地域まちづくり活動に対する支援実績、ヨコハマ市民まち普請事業の進行状況、区・局による地域まちづくりの状況等を記載している。

#### ↓ **地域まちづくり推進状況についての評価書**（委員会が作成）

条例制定のねらいに沿った施策や実績に重点をおいて評価している。

まちづくりコーディネーター派遣制度の拡充、ヨコハマ市民まち普請事業の創設、地域まちづくりの推進体制の強化が特に目立った成果である一方、今後は、地域まちづくり意識の普及啓発などにより、一層地域まちづくりの動きを喚起し、よりよい地域社会づくり・地域運営を進めていく必要があると評価している。

#### ↓ **地域まちづくり推進状況についての評価書に対する見解書**（横浜市が作成）

評価書における意見・提案事項などを踏まえ、今後の地域まちづくり推進施策として、

- プランの事例や成果を集めたパンフレットの作成
- まちづくりNPOなどの支援団体との連携
- 地域まちづくりをモデル的・先導的に進める「戦略地区」の検討
- 「地域まちづくり白書」（仮称）の発行

などの取り組みの方向を示している。

<参考>

■横浜市地域まちづくり推進条例（抜粋）

（公表、閲覧等）  
 第17条 1・2項 略  
 3 市長は、地域まちづくりに関して、この条例に基づく施策の推進状況等を明らかにする報告書を作成し、当該報告書を推進委員会に諮った後に、これを公表するものとする。

■横浜市地域まちづくり推進条例施行規則（抜粋）

（報告書の作成及び公表等）  
 第33条 市長は、隔年の年度終了後、速やかに、条例に基づく施策の推進状況及び地域まちづくりグループの活動状況等を取りまとめて、条例第17条第3項の規定による地域まちづくりに関する施策の推進状況等を明らかにする報告書を作成し、推進委員会に諮るものとする。  
 2 推進委員会は、前項の報告書に基づき、当該2年度における地域まちづくりに関する施策の推進状況等について、評価を行うものとする。  
 3 市長は、前項の推進委員会の評価及びこれに対する見解を、第1項で作成した報告書と併せて、インターネットの利用及び所管課に備え置いて閲覧に供すること等により公表するものとする。

■横浜市地域まちづくり推進委員会

条例に基づき、市長の諮問に応じ、地域まちづくりに関する基本的事項を調査審議するため、市長の附属機関として横浜市地域まちづくり推進委員会が置かれている。

	氏名	現職
委員長	卯月 盛夫	早稲田大学教授
副委員長	高見沢 実	横浜国立大学大学院准教授
委員	内海 宏	(株)地域計画研究所代表取締役
	竹谷 康生	市民（公募委員）
	並木 直美	(株)並木設計代表取締役
	名和田 是彦	法政大学法学部教授
	真矢 正弘	市民（公募委員）
	吉田 洋子	(株)宅地開発研究所常務執行取締役事業企画本部長

地域まちづくり推進条例

この条例は、市民と市が協働して行う地域まちづくりについて、市民と市のそれぞれの責務を明らかにするとともに、地域まちづくりに関して、組織づくり、プランやルールづくりなどの市民参画の方法・手続きや、市民主体のまちづくり活動への支援策といった基本的な事項を定めることにより、安全で快適な魅力あるまちの実現に資することを目的として平成17年2月25日に公布され、平成17年10月1日に施行されたものです。

条例の仕組みとしては、地域まちづくりグループの登録制度や組織づくり、プラン・ルールづくりの進め方、そのためのまちづくり専門家の派遣や活動助成などの支援制度などが位置づけられています。

